

【特別会計】とは、
特定の歳入歳出を一般会計の
に管理・処理するための会計。

平成十八年第三回鶴田町議会定例会が、九月七日から十三日までの会期七日間で開かれました。議案二十八件、報告一件、請願三件について審議が行われ、請願三件については不採択のほかについては原案どおり議決(認定、可決)されました。今定例会では一般会計および請願三件については不採択のほかについては原案どおり議決(認定、可決)されました。今定例会では一般会計および請願三件については不採択のほかについては原案どおり議決(認定、可決)されました。下では特別会計の決算額を紹介します。

概要 第三回定例会

議会の



9月定例会

議決された

主な議案

- 平成17年度鶴田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町第1財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町第2財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成17年度鶴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 平成18年度鶴田町一般会計補正予算(第2号)案
- 平成18年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 平成18年度鶴田町水道事業会計補正予算(第2号)案
- 平成18年度鶴田町介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 鶴田町障害者自立支援条例案
- 鶴田町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 鶴田町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 鶴田町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 鶴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 鶴田町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部を改正する条例案
- 鶴田町文化財保護条例の一部を改正する条例案
- 青森県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案
- つがる西北五広域連合規約の変更について
- 西北五広域福祉事務組合規約の一部を変更する規約案
- 青森県消防補償等組合の共同処理する事務の変更及び青森県消防補償等組合規約の変更について
- 土地の処分について
- 専決第13号 損害賠償の額の決定について
- 株式会社鶴の里振興公社の経営状況について



国民健康保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
2,029,121,831円 1.4%	1,870,292,791円 0.6%	158,829,040円 10.8%



老人保健特別会計

歳入	歳出	差引残額
1,466,864,308円 1.0%	1,466,863,955円 1.0%	353円 △95.5%



学校給食特別会計

歳入	歳出	差引残額
71,005,300円 2.8%	71,004,994円 2.8%	306円 △54.7%



第1財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
6,045,712円 △2.2%	1,823,101円 △1.6%	4,222,611円 △2.5%



第2財産区特別会計

歳入	歳出	差引残額
6,950,889円 △10.3%	1,985,161円 △29.9%	4,965,728円 1.1%



農業集落排水事業特別会計

歳入	歳出	差引残額
635,688,403円 101.8%	635,470,878円 101.9%	217,525円 △13.1%



土地取得特別会計

歳入	歳出	差引残額
9,454円 △99.5%	9,454円 △99.5%	0円 -%



公共下水道事業特別会計

歳入	歳出	差引残額
717,742,284円 △7.5%	717,307,232円 △7.5%	435,052円 30.1%



介護保険特別会計

歳入	歳出	差引残額
11,814,162,805円 △0.2%	11,536,677,278円 0.3%	277,485,527円 △18.1%

一般質問

九月定例会一般質問の要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

侵害することを考えるがどうか

答弁II教育長

今回の教育基本法改正案では、教育の目標として二十の徳目を列挙しております。

教育基本法改正案について

1 政府与党は、平成十八年四月に教育基本法の改定案を国会に提出した。教育は町の将来にわたる人づくり、町の将来にわたる有り様と一体不可欠のものである。教育基本法改定案の動きについて見解を問う。

(1)なぜ法改定するのかを、政府は具体的に説明しない。教育委員会は説明を受けているのか

答弁II教育長

「説明は受けておりません」といってお答え申し上げますと「説明は受けておりません」といふことです。

私たちが知りうるのは、新聞、テレビの報道やインターネットなどで情報を得る程度であります。

教育基本法はすべての教育法令の

(2)「国を愛する態度」など「徳目」を強制する内容は、内心の自由を

(3)教育内容への国家介入がなされるなら、教育の自由がくつがえされることになるがどうか

根本ともいうべき法律で、現行法は昭和二十二年に制定され、現在に至るまで五十九年間一度も改正されておりません。

平成十五年三月に出された中央教育審議会の答申で、教育基本法の見直しの方向が出たことに基づき、政府与党は平成十八年四月二十八日に教育基本法の改定案を閣議決定し、国会に提出され、現在継続審議となっています。今後、知のとおりかと存じます。今後、十分議論を重ねることが重要であり、その推移を見守りたいと思つております。

答弁II教育長

最高裁判決では、教育内容に対して「国家的介入は抑制的であるべき」としておりますので、それをふまえても今回の改定案により、教育の自主性、自立性、自由が本当に奪われてしまうのかと言いますと、必ずしもそうとばかりは言えないのではないかと思つております。

社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどとしており、必ずしも内心の自由に介入するものではないと考えますが、今後の審議の行方を見守つていかたいと思つております。

改正案では、国と地方公共団体の役割分担、相互協力、法律の順守を掲げており、それが即、国の無制限介入となり、教育の自由に立ち入るとは思えないからです。これも今後の国会審議の動向を注意深く見守りたいと思つております。

(4)子どもを競争の名で「勝ち組と負け組」に、ふるいにかける教育になると考えるがどうか

答弁II教育長

「発展的学習」や「中高一貫校」など、教育現場でも進む構造改革について「全員が理解しなくても良いから」とか「一部のわかる子には十分な教育を」という考え方や、親の経済力が子どもの教育環境に与える大きさについても、「スター・トラインが違います」と本当の競争になつてないなどの批判も耳にしております。

よつて、改正を進めるに当たっては、常に国民と同じ目の高さでの議論が求められているものと思います。

子どもたちの間に勝ち組、負け組をつくつてはならないと思います。

(5)改定案は、現行法の根底に流れる「国民主権の原理」を否定する内容と考えないか

答弁II教育長

改定案は、現行の教育基本法に定める普遍的な理念は大切にしつつ、今日的観点から教育の重要な理念や視点を明確にするものであると理解しており、今後も教育基本法改定にあたっては、これまでの経緯や今日的実情に添つて、国民が納得できるように幅広い議論を重ねて欲しいものだと思っております。

(6) 現行法をおかした教育が今日的であると考えるがどうか

食育・地産地消への取り組み

2 食育への取組み、地産地消への取組みを一層推進してこれからのおまちづくり計画の大黒柱とすべきである。

現行法の下に構築された学校教育制度をはじめとする教育諸制度により教育活動が行われておりますので、現行法をおかしていると

「教育は、国家百年の計」でありますから、教育基本法改正の是非を含めて、肝に銘じて、広く国民参加の議論が巻き起こり、國民が納得できるものになることを切望するものであります。

私は、朝ごはん条例制定に際し、朝ごはんは単にわが町だけのことではない国全体の問題でもあるとしてあらゆる関係機関へ足を運んでおりました。

力のたまものであります。

子どもたちの朝ごはん欠食率が減少したり、肥満の割合も改善の兆しが見えており成果が着実に現れていると認識しております。

最近のアンケート結果からは、子どもたちの朝ごはん欠食率が減少したり、肥満の割合も改善の兆しが見えており成果が着実に現れていると認識しております。

り組みにつきましては、当町の朝ごはん条例の六つの基本方針の一つになつております、その具体的な取り組みについて申し上げますと、平成十三年六月に農林水産省の補助事業により交流促進施設「鶴の里」が開設されました。

とてあると思っております。

農産物の地域内消費（いわゆる地
産地消）の推進」「食育推進の強
化」「コメ文化の継承」に基づき、
ガイドライン項目に沿って各課が
横断的に連携しながら取組んで参
りました。国においても、平成十
七年には食育基本法が制定されま
したが、その内容はほぼわが町の
条例と似通つており、小さな町が
国をも動かしたものであり、いろ
いろ国から問い合わせがありまし
た。

いたしましたが、農繁期にもかかわらずかつてない千七百人の町民が来場され、百ます計算で有名な立命館大学の○山先生の講演をはじめ、ご案内を差し上げてはなかつたのですが全国早寝早起き朝ごはん運動協議会を代表して文部科学省の中田審議官が駆けつけてくださいり、ごあいさつをいただくなど大成功裡に終えることができましたことは、町民各位の朝ごはん条例に対する深いご理解とご協

にとのことですが、いずれもまちづくりの根幹となる大事な分野であります。教育推進については、少子化が進む中で子どもたちの早寝、早起き、朝ごはん、朝読書という一連の生活リズムをしっかり打ち立てなければなりません。そのための家庭、学校、地域がどのようにかかわりあつていかなければならぬのか、その計画などについては教育委員会からの答弁となります。が、地産地消の取

友の会での農産物や農産加工品の販売も大きな取り組みの一つであります。この直売コーナーの販売状況は、平成十三年のオープン当初は販売点数は三十三万点、金額は五千万円でありましたが、昨年、平成十七年度は六十五万点、一億七百万円と大きく伸びております。

学校給食における地産地消の取り組みについて申し述べますと、当町産の農産物などが積極的に給

も当町産とすることとしまして、これらにより給食における当町産のコメの使用量は二百三十俵程となりておりますし、子どもたちには、より安全・安心なおコメということから、減農薬、減化学肥料で栽培で県の特別栽培認証米であります「鶴の輝き」を提供しております。

また、子どもたちには十月からのリソングを皮付きのまま提供し

食に取り入れられるようになつたのは、平成十六年度からの学校給食応援隊の取り組みとともに、朝

ておりますが、皮のついたまま食べる子どもの頃からリンゴを食べることが、大人になつてもリンゴを食ふることにつながり、ひいてはそれが、大人になつてもリンゴ農家を守り育てることにもつながることであると思つております。ちなみに世界の年間一人当たりのリンゴ消費量は、一位がオーストラリアの三・五キロ、二位がフランスの三〇キロ、三位がアメリカ・イタリアで二〇キロとなつており、日本はというと四キロに過ぎません。七十歳以上の方は八・三キロ、三十歳以下の若い方は約一キロと極めて少ないわけであります。

一日一個リンゴを食べると病を遠ざけるといわれていますので、リンゴを食べ健康な体を作つていただきたいと思つております。

学校給食へのリンゴ提供量は三百箱で当初は一般会計で措置していましたが、昨年度は、農業後継者の会「みどりの会」をはじめ、多数の農家の方々から無償でご提供いただいたところであります。このような取り組みの輪が広がることを期待するところでもあります。

また、そのような取り組みの輪が広まることにより、地産地消の拡大とともに地域の子どもを健やかに育てることにつながることであります。

更には、一般販路としても道の駅「あるじや」での地場産品の販売強化はもとより、今年三月オーブンいたしました加工施設を十分生かして製品の開発に取組み、生産者から望まれる製造、加工面での下支えとなり当町独自に地域内循環型の経済の確立を図り、スマートライフ、スマートフォードの時代に対応し、未来を担う子どもたちの食育を推進しながら、幾らかでも景気刺激対策につなげていきたいと考えております。



的な学習の時
メ作り・リンゴ
ユースに加工
したり、学
区の方々を
ご招待して
の餅つき会
の催しや
市場へ大根
を出荷し
て、セリに
掛けられる
様子や流通
の形態を学
ぶなどのほ
か、「道の
駅あるじ
や」の一角
をお借りし
て、自分た
ちが売り子
になつて、
販売体験を
するなどし
ております。

これらのこととを体験するためには、地域の方々のご協力を得なければなりません。地域のおじいちゃんやおばあちゃんにもお手伝いしていただいております。そのことによって、お年寄りが生きがいを見いだせるという相乗効果もあり、とても良いことだと思つております。

そのほか、食生活改善グループの方々のご指導による地元で取れたコメや野菜を使っての子ども料理教室や、給食センター主催による低学年児童対象の親子料理教室「キッズ・イン・ザ・キッチン」なども実施しております。

今年からは、子どもの生活リズム向上を目指して、早寝・早起き・朝ごはん・朝の十分間読書と、一日の生活リズムを整えるべく推進委員会を立ち上げ、調査研究を続けております。各家庭ごとに望ましい生活リズム表を作成するなどの指導や、地域を巻き込んだ生活リズムづくりを目指して、きたいと思いますし、今後も早寝、早起き、朝ごはん運動を継続していくつもりであります。

先日、「朝ごはん条例そのものが、鶴田町の生涯学習条例ですね」と、文部科学省生涯学習局の担当者から言われ、これからまちづくりの大きな柱にしていかなければならぬと改めて決意をしたところでもあります。以上を申し上げて、答弁いたします。

答弁 II 教育長

新谷議員のご質問にある食育の取り組みのうち、学校での取り組み状況についてお答えいたしました。

2006年(平成18年)11月号 8